No.105　2014/11/1

1 Minute News

TEL　03(6402)9555
FAX　03(6402)9556
URL　http://www.kojimaz.jp
E-Mail　h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所　〒105-0004　港区新橋 6-19-21　ミドリヤビル 5 階

本年分の年末調整に関連する改正点は？

Q　今年も年末調整の時期となりましたが、本年分（平成 26 年分）の年末調整を行うにあたって、昨年と比べてなにか改正点はありますか？

解説

今年の年末調整は、前年と比べて、細かい変更点はいくつかありますが、会社側がすることで、大きく変わった点はありません。

1．住宅借入金等特別控除

平成 25 年度の税制改正により、適用期限が平成 29 年 12 月 31 日まで延長されるとともに、限度額や控除率が改正されました。

【一般住宅の場合】

住宅を居住の用に供した日		借入金の年末残高	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成 26.1.1～平成 26.3.31		2,000 万円	1.0%	10 年間	20 万円
平成 26.4.1～平成 29.12.31	特定取得の場合	4,000 万円	1.0%	10 年間	40 万円
	上記以外の場合	2,000 万円	1.0%	10 年間	20 万円

（注）1　特定取得とは、消費税がアップした場合に適用されます。
　　2　上記の他、建築した住宅の種類によって、条件等が異なります。

なお、この規定は、住宅等を取得して、居住を開始した年分についてはすべて確定申告が必要となりますので、年末調整において適用されるのは、実際には平成 27 年分以後となります。

2．その他

✔生命保険料控除の対象となる生命共済契約の範囲に、共済協同組合連合会の締結した生命共済契約が追加されました。（平成 26 年 4 月 1 日以後支払い分から適用）

✔地震保険料控除の対象となる共催に係る契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済に係る契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済に係る契約が追加されました。（平成 26 年 4 月 1 日以後支払い分から適用）

要するに…

今年の年末調整については、住宅ローン減税の適用初年度は確定申告が必要であることから、昨年と大きな変更はありません。